

伊豆市業務継続計画

令和4年3月

伊 豆 市

目 次

1. はじめに	
1.1 業務継続計画とは.....	1
1.2 伊豆市業務継続計画の構成及び策定要領.....	4
2. 想定する被災状況等	
2.1 想定する地震災害.....	5
2.2 伊豆市内の被災状況想定.....	5
2.3 市役所内の被害状況.....	6
2.4 市役所機能（庁舎・関連施設）に及ぼす被害想定.....	7
2.5 県・災害対策本部等の行動基準.....	8
3. 伊豆市業務継続計画の基本的事項	
3.1 基本方針.....	10
3.2 業務継続計画の重要6要素.....	10
4. 伊豆市業務継続施策	
4.1 指揮命令系統の確立.....	11
4.2 職員の参集体制.....	11
4.3 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎.....	12
4.4 非常時優先業務.....	13
4.5 職員の活動基盤の確保.....	15
4.6 通信連絡手段の確保.....	15
4.7 行政データのバックアップ等.....	15
5. 業務継続力向上のための対策	
5.1 防災訓練等.....	16
5.2 マニュアル等の充実.....	16
5.3 代替施設への移転計画の作成・充実.....	16

1 はじめに

1.1 業務継続計画とは

ア 計画策定の目的

大規模な地震等の災害が発生した際、伊豆市は防災の第一次的責任を有する地方自治体として、市域並びに市民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなる。一方、市民生活に密着した行政サービスを提供している基礎自治体として、災害時であっても休止することができない通常業務を抱えており、これらの業務を適切に継続するための体制作りが求められている。

本計画は、大災害が発生し庁舎、職員等が実際に被災し、人、物、情報及びライフライン等に利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等あらかじめ定めるものである。

※ 非常時優先業務：大規模な災害時にあっても優先すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等（これらを「応急業務」と総称）のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

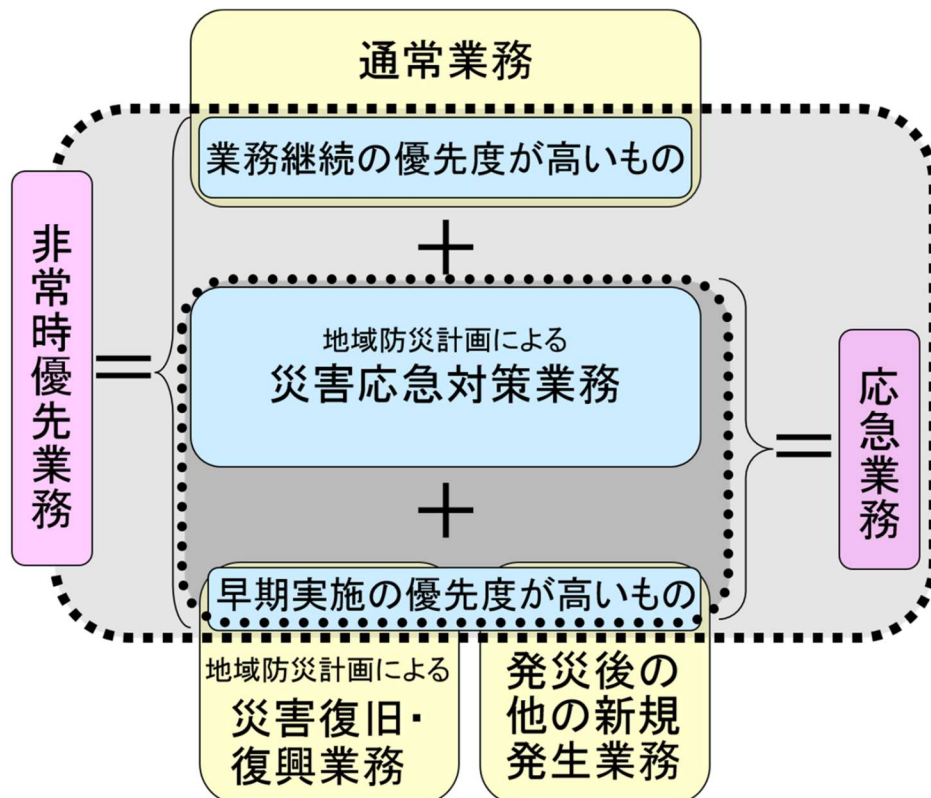


図1 非常時優先業務のイメージ

イ 業務継続計画策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなるが、業務継続計画を策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災す

る深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確となり、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる。

また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、下図のように発災直後の業務レベル向上

や業務立ち上げ時間の短縮等の効果を得て、災害時の早期復旧が期待でき、業務停止時間を短縮し、市民サービスの低下を最小化することが可能となる。

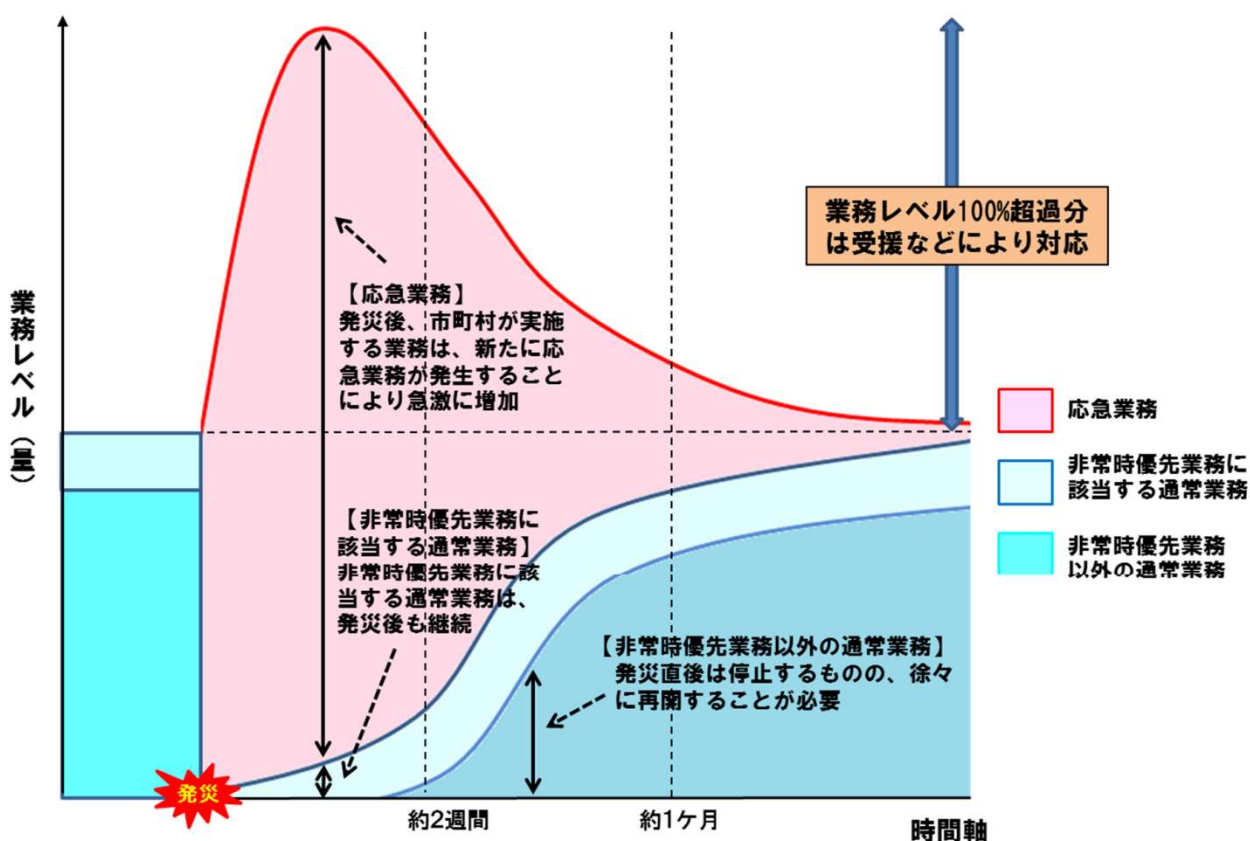


図2 発災後に市町村が実施する業務の推移

※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図2に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

ウ 地域防災計画と業務継続計画の関係

(ア)「**地域防災計画**」は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、伊豆市防災会議が策定する法定計画である。市、防災関係機関、事業所及び市民が震災への予防から応急対策、復旧までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画であり、庁舎、職員の被災及び通常業務の継続を前提としていない。

(イ)「**業務継続計画**」は、災害時に行う地域防災計画に定められた業務及び優先的に継続する通

	地域防災計画	業務継続計画
作成主体	防災会議	市
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし
計画の趣旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実行性の確保）。
行政の被災等	行政の被災は、想定しない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	・災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧・復興業務）	非常時優先業務（災害緊急業務及び優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開）
業務に従事する職員の飲料水・食糧等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食糧、トイレ等の確保等について検討の上、記載する。

常業務について、庁舎（機能含む。）職員等が被災することを前提に限られた人的物的資源の中で最短で業務の遂行及び復旧を図るために、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定める独自計画であり、地域防災計画の実行性を確保することを目的とするものである。

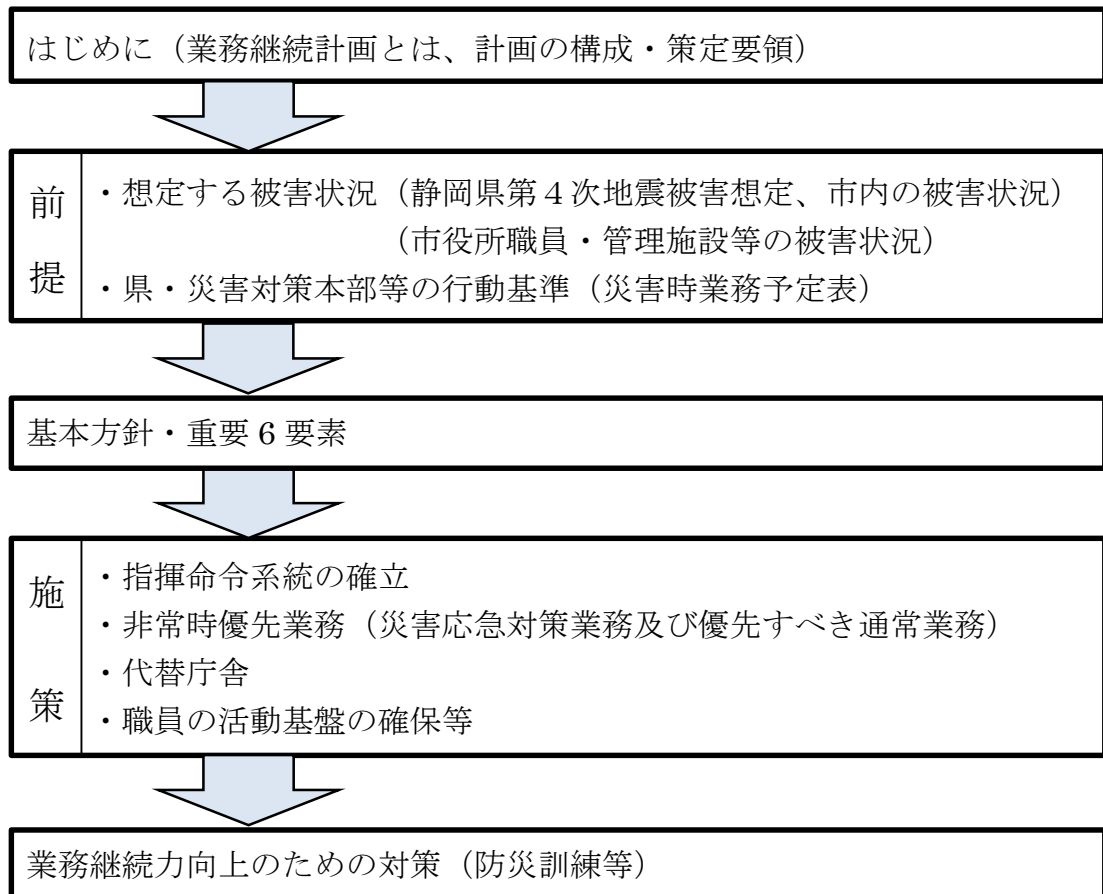
(ウ) 地域防災計画と業務継続計画の違い

(エ) 地域防災計画への反映

各部局長は、業務継続計画に基づき、目標復旧時間・人員体制の確保・意思決定手順・権限代行・物資等の資源確保等に関して、各部局の防災計画や災害対応マニュアル等の計画に反映させるものとする。

1.2 伊豆市業務継続計画の構成及び策定要領

1.2.1 伊豆市業務継続計画の構成



1.2.2 計画の策定要領

ア 業務継続体制を検討するための体制の確立

本計画を遂行するための基本的な体制は「通常業務の組織」とし、「地域防災計画で示す災害対策本部組織等」をふまえ、被害想定に対応し得る体制を構成する。

イ 計画の対象・期間

(ア) 計画の対象：市役所内組織及び業務

(イ) 対象期間：発災後1ヶ月

ウ 地形的特性による、計画策定地域の区分化

伊豆市内でも、土肥地区は他3地区(修善寺・天城湯ヶ島・中伊豆)と異なり、発災時には大きな津波が襲来する可能性が高く、襲来時には高台避難の長期化が予想される。また山間部を通過する主要道路(国道136号 船原峠)は、土砂崩れにより通行が遮断される等、様々な要因により孤立化が予想されることから、土肥地区においては人命救助・本部との連絡手段確保

等、独自の対応が想定される。

2. 想定する被災状況等

2.1 想定する地震災害

ア 「静岡県第4次地震被害想定」内の伊豆市の被害が**最大値の想定**を使用する。

(駿河トラフ・南海トラフの巨大地震：レベル2、東側ケース、津波ケース①⑥⑧)

【南海トラフ巨大地震の特徴】（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ（内閣府））

超広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生

避難を必要とする津波の到達時間が数分

→被害はこれまで想定されてきた地震とは全く異なるものと想定

○広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン、インフラ被害の発生

○膨大な数の避難者の発生

○被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響

○被災地内外の食糧、飲料水、生活物資の不足

○電力、燃料等のエネルギー不足

○帰宅困難者や多数の孤立集落の発生

○復旧・復興の長期化

イ 伊豆市内の地震規模等

○ 規模、液状化、危険箇所

震源	規模	液状化面積 (k m ²)			危険箇所数 (ランク総計数)		
		大	中	小	急傾斜	地すべり	山腹崩壊
駿河トラフ・ 南海トラフ	<u>マグニチュード9程度</u>	0.8	0.7	1.4	<u>322</u>	<u>14</u>	<u>174</u>

○ 津 波 (南海トラフ)

津波ケース	最大津波	到達時間 (+ 5 m)	浸水面積 (k m ²)
津波ケース①⑥⑧	10m	5分	3.6

2.2 伊豆市内の被災状況想定

○ 最大全壊・焼失棟数南海トラフ東側ケース

揺れ	液状化	津波	山・崖崩れ	火災	合計	季節・時間帯
約 400	約 20	約 1,000	約 100	約 10	約 1,500	冬・夕

○ 最大死者数等

建物倒壊	津波		山・崖崩れ	合計	最大となるケース	自力脱出困難
		逃遅れ				
約 10	約 1,400	約 1,400	約 10	約 1,400	東側ケース（冬深夜）	約 20

○ ライフライン（南海トラフ）

断水率			下水支障率		停電率		固定電話不通回線率		避難者数（人）		
1日後	1週後	1月後	1日後	1週後	1日後	4日後	1日後	1週後	1日後	1週後	1月後
82%	55%	0%	69%	2%	79%	6%	80%	10%	4,296	6,931	2,723

○ 主要交通、医療対応力等

交通機関		医療対応力不足		住機能支障数（棟）	ごみ・瓦礫（千t）
道路	鉄道	入院対応不足数	搬送充足率		
主要国道（一部区間）は復旧に3日～1週間	駿豆線（一部区間）は復旧に1週間から1ヶ月	約 200	発災当初 37%/日	2,102	184～221

2.3 市役所内の被害状況

ア 職員の参集（想定）

「国土交通省BCP」等の基準を参考に災害時市役所が保有するマンパワーを設想したもの

項目	算出根拠		
対象職員	全職員（令和4年4月1日現在 一般行政職員のみ） <u>364人</u> 土肥地区職員数 <u>37人</u> （土肥地区職員は土肥地区の救助活動・復旧に当たるものとする。） 土肥地区を除く職員数（以下「総職員」という） <u>327人</u>		
	想定条件	平日の時間外（在宅時）、震度6以上で全員が参集対象	
参集可	区分	(%)	人数
	直ちに	一部	<u>約 20人</u>
	3時間	総職員 30%	<u>98人</u>
	12時間	〃 60%	<u>196人</u>
			内 訳
			防災関係職員、部長・課長等の一部
			「国交省基準データ」（本人・家族の死傷等）

能 人 数				の被災及び救出・救助活動に従事する人)から
	24時間	〃 70%	<u>228人</u>	長期間の勤務体制、幼児、要介護者等を扶養する人、その他特別事情が発生した人等の勤務体制を考慮する。
	3日	〃 80%	<u>261人</u>	
	1週間	〃 85%	<u>277人</u>	
	1か月	〃 90%	<u>294人</u>	

各部局等の使用可能人員の詳細は、上記及び参集場所までの距離等を参考に部署ごと明らかにする必要がある。

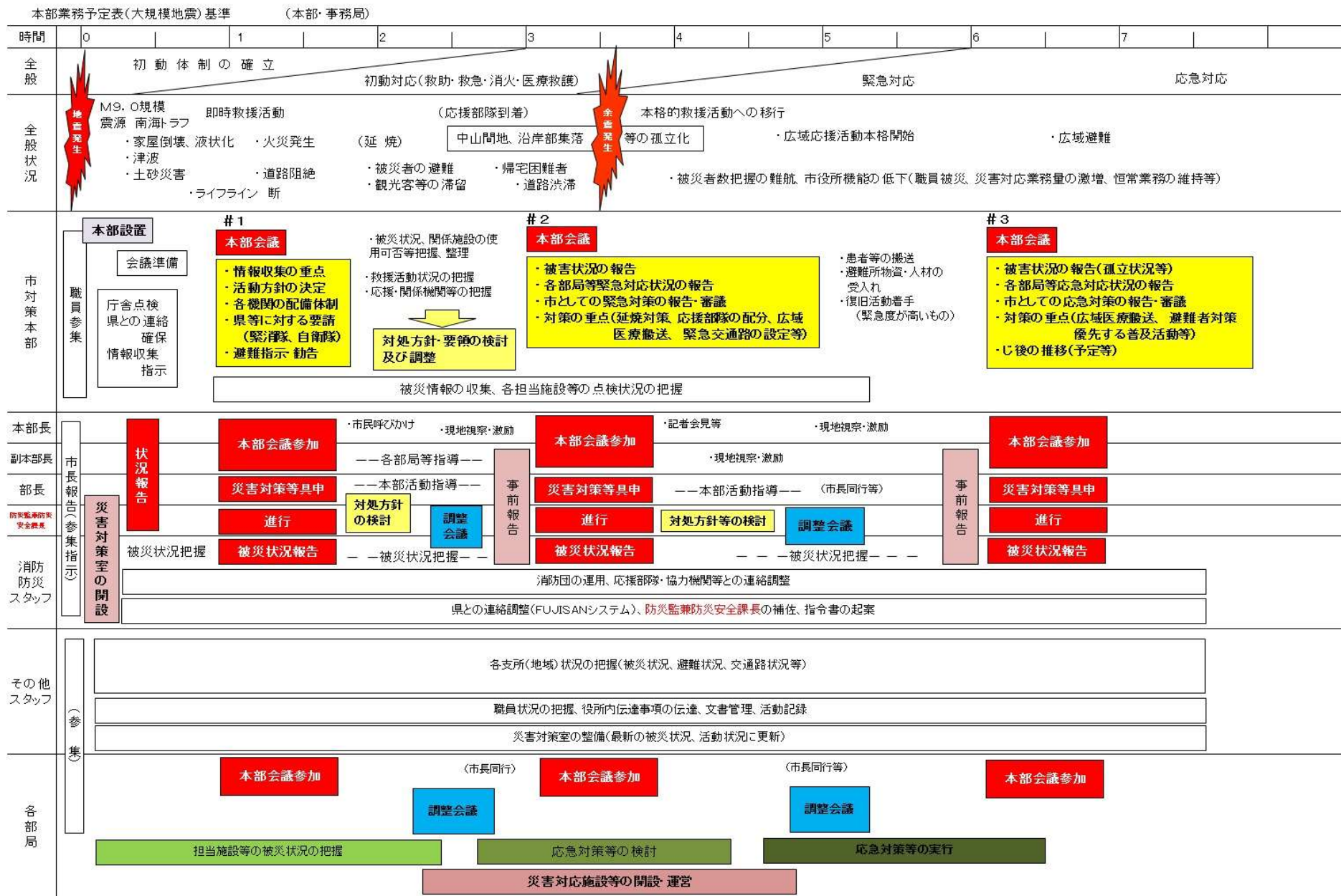
2.4 市役所機能（庁舎・関連施設）に及ぼす被害想定

	庁舎等の全般被害状況	各施設等																					
建物被害等	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により建設した建物であり、昭和58年に耐震補強工事を施工しているが、建築から48余年が経過し、施設が老朽化しているため、外壁・天井の落下、窓ガラスの破損等が心配される。 新耐震基準で建設された建物の外部被害はほとんど発生しないが、固定していない書庫等の倒壊が発生する。 	1 各施設とも同様の被害発生が予測される。 2 什器・ガラス等の転倒・散乱により、数時間は業務再開ができない。 3 地形等により被害が拡大 ・土肥支所（津波）																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>竣工年</th> <th>耐震補強等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>S49</td> <td>S58耐震補強(旧Ⅱ)</td> </tr> <tr> <td>本庁舎別館</td> <td>S49</td> <td></td> </tr> <tr> <td>修善寺生きいきプラザ</td> <td>H8</td> <td>(新 未診断)</td> </tr> <tr> <td>中伊豆支所</td> <td>H15</td> <td>(新Ⅰa)</td> </tr> <tr> <td>天城湯ヶ島支所</td> <td>H14</td> <td>(新Ⅰa)</td> </tr> <tr> <td>土肥支所</td> <td>H2</td> <td>(新 未診断)</td> </tr> </tbody> </table>		施設名称	竣工年	耐震補強等	本庁舎	S49	S58耐震補強(旧Ⅱ)	本庁舎別館	S49		修善寺生きいきプラザ	H8	(新 未診断)	中伊豆支所	H15	(新Ⅰa)	天城湯ヶ島支所	H14	(新Ⅰa)	土肥支所	H2	(新 未診断)
	施設名称		竣工年	耐震補強等																			
	本庁舎		S49	S58耐震補強(旧Ⅱ)																			
	本庁舎別館		S49																				
	修善寺生きいきプラザ		H8	(新 未診断)																			
	中伊豆支所		H15	(新Ⅰa)																			
	天城湯ヶ島支所		H14	(新Ⅰa)																			
土肥支所	H2	(新 未診断)																					
電力	<ul style="list-style-type: none"> 基幹部分には非常用電源によりバックアップするが全体の回復は数日を要する。その間、非常用発電機の稼働のため使用制限を受ける。 各庁舎の非常用発電機の稼働可能時間は次のとおりであり、平常時の全ての使用電力を賄うことは不可能である。 																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th> <th>稼働時間（タンク容量）</th> <th>電源容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎</td> <td>72時間（1976.6ℓ） ※2台分の計</td> <td>70KVA</td> </tr> <tr> <td>修善寺生きいきプラザ</td> <td>23時間（390ℓ）</td> <td>70KVA</td> </tr> <tr> <td>中伊豆支所</td> <td>90時間（2000ℓ）</td> <td>100KVA</td> </tr> <tr> <td>天城湯ヶ島支所</td> <td>169時間（LPガスバルクタンク982kg）</td> <td>17.6KVA</td> </tr> <tr> <td>土肥支所</td> <td>13時間（390ℓ）</td> <td>100KVA</td> </tr> </tbody> </table>		施設名称	稼働時間（タンク容量）	電源容量	本庁舎	72時間（1976.6ℓ） ※2台分の計	70KVA	修善寺生きいきプラザ	23時間（390ℓ）	70KVA	中伊豆支所	90時間（2000ℓ）	100KVA	天城湯ヶ島支所	169時間（LPガスバルクタンク982kg）	17.6KVA	土肥支所	13時間（390ℓ）	100KVA			
	施設名称		稼働時間（タンク容量）	電源容量																			
	本庁舎		72時間（1976.6ℓ） ※2台分の計	70KVA																			
	修善寺生きいきプラザ		23時間（390ℓ）	70KVA																			
	中伊豆支所		90時間（2000ℓ）	100KVA																			
	天城湯ヶ島支所		169時間（LPガスバルクタンク982kg）	17.6KVA																			
土肥支所	13時間（390ℓ）	100KVA																					

電話	・発災後は、輻輳により固定電話、携帯電話が使用できなくなり、外部との連絡手段が途絶える可能性が高い。	
通信システム	発災直後は被害発生が予想されるが、数時間で一部が回復する。 (非常用発電機の稼働時間による。)	
上下水道	上水道は復旧までに数週間を要し、下水道は1週間程度で回復する。トイレ等は1週間使用できない。その後断水が続くためトイレ使用に制限を受ける。	
車両	被災時、残燃料50%とすると 走行可能200～300km(10時間程度)を想定	
飲料水、食糧	職員用備蓄なし	

2.5 県・災害対策本部等の行動基準(災害時業務予定表(大規模地震))

時間	0	1	2	3	4	5	6	12	1日	2日	3日	1W	1ヶ月～				
全般	初動体制の確立 初動対応(救助・救急・消火・医療救護)							人命救助を最優先(～72h) 緊急対応							復旧	復興	
全般被害(シナリオ)	M9.0規模(震度:伊豆市 6弱～6強) 震源 南海トラフ 液状化 津波 山、崖崩れ 火災発生等 ライプライン施設被害(上下水、電気、ガス等) 交通施設被害(道路阻絶、鉄道等) 建物等被害(倒壊、焼・流失等) 中山間地、沿岸部 集落等の孤立化 ATM等使用不能 交通渋滞等の発生 (延焼) 倒壊・流出危険箇所等の発生							余震発生 停電等による情報の途絶・混乱 被害情報の激増・錯綜 交通渋滞等の慢性化(延焼継続) 流通の停止等により物資の不足、売り切れが発生 市役所対応機能の低下(職員被災、災害対応業務量の激増、恒常業務の維持等)							余震 (一部で営業再開) 災害対応車両の燃料不足(一部で窓口再開)	仮設住宅、がれき集積場所等の不足	
住民	(自助)	(共助)	被災者の避難 観光客等の滞留 帰宅困難者 死者、負傷者救出等	被災者の避難 観光客等の滞留 帰宅困難者 災害時要支援者の把握・避難支援 遺体の搬送(検視)	「住民の孤立化」情報	被災者数把握の難航	広域避難者の流入(受入れ) 重傷者等の広域搬送	食料配分の不足、遅延 避難所物資の不足、配分遅延(毛布、トイレ、水等)	避難者の不安増大(情報不足等)	体調不良者の多数発生 ライフライン停止による避難者の増加	生活不安増大(避難所環境の不满等)	住居不安増大(就業不安(失業)(将来への不安)					
県等の状況	本部設置 情報収集 国・市町との連絡 自衛隊への派遣要請	県本部会議 被災状況の報告(推測含む) 当面の活動焦点 今後の体制等		県本部会議 被災状況の報告 市町等応急対応状況の報告 県としての応急対策の検討 対策の重点(広域応援の運用等)			被災情報の収集・整理 市町からの応援要請に対応 激甚地域、重傷患者等の対策(DMATの受け入れ、ヘリによる患者空輸等)	必要に応じ、定期に開催 広域応援の受け入れ・活動調整 県内協定業者からの支援の調査・調整 緊急物資の調達・輸送	孤立地域対策(空輸等)	広域避難対策 ライフライン途絶対策 避難所運営支援(要援護者、カウンセラー等)	被災・避難状況等の把握	(復旧活動本格化)	(復興活動本格化)				
市町対策本部	本部設置 職員参集 自主登録・一斉メール	#1本部会議 被災状況報告 しごこの活動の焦点 県等に対する要請(緊消防、自衛隊) 避難指示・勧告		#2本部会議 被災状況の報告 各部局等緊急対応状況の報告 市としての緊急対策 しごこの対策の重点			人命救助等最優先対応 住民の避難への対応 人的被害情報の収集・対応 消防・警察・消防団・自主防との連携(情報共有・救助活動等) 避難者・避難所状況の把握 住民への情報提供 避難所開設・緊急物資の配分等指示	人命救助等最優先対応 住民の避難への対応 人的被害情報の収集・対応 消防・警察・消防団・自主防との連携(情報共有・救助活動等) 避難者・避難所状況の把握 住民への情報提供 緊急物資の調達・配分等	本部会議(必要に応じ、定期的) 救出・救助優先、避難者対応及び情報提供等の継続 必要に応じ、応援部隊の要請、広域避難対策等 緊急物資の調達・受領・配分等(水・食料・その他) ライフライン等の被災・復旧状況の把握及びそれに応ずる救援活動	#0本部会議 被災状況(復旧状況含む)の報告 各部等今後の見通し等の報告 当面の被災者対応等 市としての復旧・復興対策等 その他(広域に係る事項等)	住居被災状況の把握及び応急住宅対策(仮設住居等) 緊急雇用事業の検討及び実施	(復興計画の作成)					
本部	状況把握 情報収集指示等	全般状況の把握 本部指導・決心	県への報告 住民への呼び掛け	各部署指導	全般被災状況の把握 本部指導・決心	救出・救助活動等指導、各部署指導 必要に応じ、現地指揮、避難所住民見舞い	全般状況の把握、県への増援等要請	被災・復旧状況の把握 本部指導・決心									
事務局	状況把握報告 安否状況報告 県への報告通報 会議準備	会議進行 被災状況等報告 しごこの対策等具申	人命に係る情報を優先して収集・整理 救出・救助に関する部隊の活動調整 関係機関等への通報(情報共有等) #2本部会議の準備	会議進行・被災状況等報告 しごこの対策等具申	人命に係る情報を優先して収集・整理 関係機関等への通報(情報共有等) 救出・救助に関する部隊の活動調整 しごこの対策の準備	全般の進捗状況・問題点等の把握 対策等の検討、調整及び要請等											
消防団	本部との連絡 自力脱出困難者等の救出 消火活動							地域等への要請に基づく活動									
自主防	避難地等対応 (住民安否確認) 要支援者、住民救助	避難所開設 避難所運営 本部役員(協力者)指名、情報入手・伝達 場所配分、毛布、暖房、給食等	避難者名簿の作成・整理、情報提供 観光客・広域避難者等の受け入れ	避難者名簿の作成・整理、情報提供 観光客・広域避難者等の受け入れ			物資状況(不足)等の把握、要望 緊急物資等の受領・配分	<避難所運営体制の確立> 情報の伝達(掲示等) 運営組織、役割の指定(依頼等)					要望事項の把握、要望 その他				
建設	道路等の被災状況の把握 倒壊家屋等からの救出支援							緊急指定道路等の啓開 啓開状況等の報告(情報の共有)							仮設住宅の建設開始 がれき等集積の開始		
ヘルプ	(被災状況の把握・活動準備:個人及びネットワーク等)							受け入れ準備 (住民ニーズ把握、管理事項調整等)							受け入れ、配分 (活動、管理事項調整等)		



3 伊豆市業務継続計画の基本的事項

3.1 基本方針

大規模地震発生時において、限られた資源で最大の効果を発揮するためには、平時の段階から以下の基本方針のもと全職員が情報を共有し最大限の力を発揮することにある。

基本方針 ①	大規模災害から市民の生命・身体及び財産を守る。
------------------	--------------------------------

・大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施するが、その中でも市民の生命・身体及び財産にかかわる災害応急対策業務（人命救助・住民の安全確保）は最優先で実施する。

基本方針 ②	非常時優先業務遂行目標の設定と、遂行に必要な資源及び適切な配分を行う。
------------------	--

・庁舎やインフラ等の被害、職員の参集状況等、発災時における業務遂行体制を想定した上で実現性と必要性が考慮された非常時優先業務の特定及び遂行目標時間等を設定する。
・非常時優先業務実施時に必要となる人員や資機材の確保及び配分は、全庁横断的に調整する。

基本方針 ③	平時からの業務継続能力向上に努める。
------------------	---------------------------

・災害時の対応計画に終わることなく、平常時における業務の標準化・効率化・問題の改善及び本計画の組織への定着化を図るため、各訓練・研修等を継続的に実施する。

3.2 業務継続計画の重要6要素

① 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

市長不在時の場合は職務の代行順位を定める。緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。

② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。

③ 非常時優先業務の整理

非常時に優先して実施すべき業務を整理する。各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

④ 電気、水、食糧等の確保

停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食糧等を確保する。災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。

⑤ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。

⑥ 重要な行政データのバックアップ

業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。

4 伊豆市業務継続施策

4.1 指揮命令系統の確立

職務代行順位（基準案）

職務代行の対象者		職務代行の順位			備 考
		第1順位	第2順位	第3順位	
本部長	市長	副市長	総合政策部長	総務部長	以下部局長の序列による。
副	副市長	職務代行者を指名しない。			
	教育長				
本部員	総務部長	総務課長	資産経営課長	契約検査室長	
	総合政策部長	企画財政課長	地域づくり課長	企画財政課主幹	
	市民部長	市民課長	税務課長	環境衛生課長	
	健康福祉部長	社会福祉課長	健康長寿課長	子育て支援課長	
	産業部長	農林水産課長	観光商工課長		
	建設部長	用地管理課長	建設課長	都市計画課長	
	教育部長	統括監	学校教育課長	社会教育課長	
	議会事務局長	次長	主査	主任	
	会計管理者	主幹	主査	主任	
事務局	危機管理監兼 危機管理課長	危機管理専門官	主幹	主査	危機管理課
各部局	各部・課長	部局等毎定める。			

4.2 職員の参集体制

(1) 災害時の配備体制とその基準

	配備体制	配備基準	参集職員

事前 配備 体制	情報収集 体制	1) 大雨、洪水、暴風雨警報のいずれかが発令されたとき 2) 市内で震度 4 以上の地震が発生したとき又は火山性の地震が発生したとき 3) 津波注意報が発令されたとき（支所は土肥支所のみ） 4) 南海トラフ地震の調査を開始した旨の臨時情報が発表されたとき 5) その他災害が発生するおそれのあるとき	危機管理課員 各支所長 各支所職員 ※初期の場合に、支所は自宅待機あり
警戒 本部	第1次 配備体制	1) 台風の接近、または水害、土砂災害等が予想される時 2) 市内で震度5弱以上の地震が発生したとき 3) 津波警報が発令されたとき（支所は土肥支所のみ） 4) 南海トラフ地震が平常に比べて相対的に高まったと評価された旨の臨時発表されたとき 5) その他の災害が発生するおそれのあるとき	市長 副市長 教育長 各部署長 消防団長 ※その他、各部署において部・局長から命を受けた職員
	第2次 配備体制	災害対策本部の立ち上げの必要性が高まったとき	市長 副市長 教育長 各部署長 各部署課長 消防団長 指定避難所派遣要員
災害 対策 本部	第3次 配備体制	1) 大雨、洪水、暴風等危険な状態が予想される時又は接近する台風が大型で強く、被害の発生が予想される時 2) 市内で震度5強以上の地震が発生したとき 3) 大津波警報が発令されたとき 4) 南海トラフ地震の発生が高まり、災害対策本部で決定がされたとき 5) 災害が発生したとき又は危険な状態が予想される時 6) その他の状況により本部長が指令したとき	全職員

4.3 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎(案)

優先順位	代替施設	措置事項
1	中伊豆支所	中伊豆支所等のシステムを活用
2	生きいきプラザ（市民文化ホール）	健康福祉部及び本庁からの延長回線を使用
3	本庁舎（野外：テント等使用）	本庁からの延長

※ 各代替施設の災害時における内部配置等は「伊豆市職員災害時初動対応マニュアル」による。

4.4 非常時優先業務

4.4.1 非常時優先業務の選定基準

応急業務や通常業務を対象に、想定地震が発生した場合に書く業務が中断・遅延した場合の影響を考慮して、早期に優先的に実施すべき業務を「非常時優先業務」（応急業務、優先度の高い通常業務）として発災後の時間帯別に選定する。

4.4.2 非常時優先業務の目標復旧開始時間の考え方

発災後の時間経過による、代表的な業務一覧は以下のとおりである。

ア 応急業務

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務基準
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・初動体制の確立 ・被災状況の把握 ・救助・救急の開始 ・避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a.災害対策の骨幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b.被害の把握（被害状況の収集・伝達・報告） c.発災直後の火災、津波対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d.救助・救急体制確立に係る業務（応急要請、部隊編成・運用） e.避難所の開設、運営業務
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・応急活動（救助・救急以外）の開始 ・避難生活支援の開始 	<ul style="list-style-type: none"> a.短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b.市町管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c.衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等） d.災害対策活動体制の充実に係る業務（応援受け入れ等） e.遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f.避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）
3日以内	被災者への支援の開始	<ul style="list-style-type: none"> a.避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b.市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等） c.災害対応経費の確保に係る業務
2週間以内	復旧・復興に係る業務の本格化	<ul style="list-style-type: none"> a.生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住確保等） b.産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）
1か月以内	その他	a.その他の業務

イ 通常業務

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務基準

3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・組織的な業務遂行に必須な業務 ・健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> a.幹部職員の秘書に係る業務 b.公印の管理、保管 c.新型コロナウイルス対策
1日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に重大な行事等の延期調整業務 	<ul style="list-style-type: none"> a.選挙の実施に係る調整事務
3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・他の業務の前提となる行政機能の回復 ・必要な経費の確保・執行に係る業務 ・福祉、保健衛生機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a.情報管理に係る業務（個人情報保護、情報漏洩防止等） b.行政事務調整（通常業務の総括事務） c.財政計画業務、予算業務 d.出納、会計、審査業務等 e.国民健康保険事務（受診者急増、保険証紛失への対応） f.動物伝染病対策、有害鳥獣の捕獲
2週間以内	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口行政機能の回復 ・契約、給与等に係る業務 ・教育再開に係る業務 	<ul style="list-style-type: none"> a.住民票、転出入、印鑑登録業務、戸籍事務等 b.行旅病人及び死亡者取扱い業務 c.保健所事務、生活保護事務 d.金銭の支払、支給に係る業務（契約、補助費等） c.職員の人事及び給与 e.教育行政全般の調整及び学校事務
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の行政機能の回復 	<ul style="list-style-type: none"> a.諸事業計画の調整に係る業務 b.職員の任免、分限、賞罰及び懲戒等 c.地方公布税当交付金業務及び地方公共団体債業務 d.個人市民税及び法人市民税の賦課調定業務 e.軽自動車税及び入湯税等の賦課調定業務 f.国民健康保険税、介護保険料の賦課調定業務 g.災害に伴う給付業務（災害時弔慰金、援護資金等） h.障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、市民福祉事務 i.議会関係の営繕、警備

4.4.3 部局及び指定避難所派遣班別 非常時優先業務一覧（応急業務）及び災害応急対策業務（地域防災計画「災害対策本部事務分掌」に基づく業務）の個別目標開時間は別紙1

4.4.4 各部局等別 非常時優先業務一覧（優先すべき通常業務）及び優先すべき通常業務の個別目標開時間は別紙2

4.4.5 非常時優先業務の目標開始時間

区 分		災害応急対策業務		優先すべき通常業務	
		開始数	割合	開始数	割合
A	直ちに	<u>73</u>	<u>31.4%</u>	<u>70</u>	<u>7.4%</u>
B	3時間以内	<u>34</u>	<u>14.7%</u>	<u>10</u>	<u>1.0%</u>
C	12時間以内	<u>29</u>	<u>12.5%</u>	<u>20</u>	<u>2.1%</u>
D	24時間以内	<u>32</u>	<u>13.8%</u>	<u>52</u>	<u>5.5%</u>
E	3日以内	<u>27</u>	<u>11.6%</u>	<u>54</u>	<u>5.7%</u>
F	7日以内	<u>19</u>	<u>8.2%</u>	<u>97</u>	<u>10.2%</u>

G	1ヵ月以内	18	7.8%	647	68.1%
	合計	232	100%	950	100%

4.5 職員の活動基盤の確保

項目	現状のレベル	対策項目	対策内容のレベル	備考 担当部署
電気	(本庁舎) 72時間継続可能	非常用発電機の確保・増強	交代稼働・予備保有	資産経営課
		発電機用燃料等の確保	協定により調整	資産経営課
		電力使用規制 (1/3)	非常用電源接続コンセントの明示	資産経営課
水	備蓄なし (住民用を使用)	職員用として備蓄	全職員の1W分 (1W以降は給水を想定)	総務課
食糧	備蓄なし (住民用を使用)	職員用として備蓄	全職員の1W分	総務課
トイレ	なし (住民用を使用)	職員用簡易トイレの備蓄 くみ取り対策含む。	全職員の2W分	資産経営課
車両燃料	備蓄なし	車両タンク1/2以上 車両使用統制 燃料店との協定	継続的使用を可能とする。	資産経営課
消耗品等	在庫がわずかとなった場合に、1ヶ月分をまとめて購入	関係業者との契約内容の確認等	常に1~2W分程度の在庫を維持できるよう契約を見直し	資産経営課 各課

LP ガス	備蓄なし	職員用として R5 年 4 月覚書締結		危機管理課
-------	------	------------------------	--	-------

4.6 通信連絡手段の確保

「伊豆市地域防災計画」「伊豆市職員災害時初動対応マニュアル」による。

4.7 行政データのバックアップ等

「情報システム（ICT）部門における業務継続のための基礎的対策計画」による。

5. 業務継続力の向上ための対策

5.1 防災訓練等

教育・訓練等の種類	内容	対象	頻度（時期）
避難消防訓練	避難訓練（職員、来庁者）及び消防訓練（初期消火、通報）を実施。できるだけ消防署の指導を受ける。	全職員	毎年 1 回 （防災訓練の日）
参集訓練	防災訓練を実施する日の朝に、徒歩等による参集訓練を実施。避難消防訓練の際に併せて実施。	全職員	毎年 1 回 （防災訓練の朝）
安否確認訓練	あらかじめ定められた方法により、各職員は安否情報を連絡し、人事課が集約・報告。避難消防訓練の際に併せて実施。	全職員	毎年 1 回 （防災訓練の日）
内外連絡の確認	内外の関係者との通信手段の状況・連絡先の確認。	通信担当者・連絡先確認者	毎年 4 回
非常用発電機の立上げ訓練	非常用発電機を立ち上げて、起動や電力供給の状態を確認。	資産経営課	毎年 1 回
データ関係の確認	重要記録・データ、情報システムの確認。	データ・システム管理者	毎年 2 回
資源の確認	計画発動時に使用する資機材・食糧等の状況確認。	資源管理の担当者	毎年 2 回
全職員を対象とした講演・確認	業務継続体制の説明、各部署の非常時優先業務や職務代行等に係る確認。	全職員	毎年 1 回 （異動直後）

幹部職員層を対象とした研修	非常時に実施するべきことの習熟。	管理職員	毎年1回 (異動直後)
代替施設の利用に関する訓練	代替施設への移転・利用訓練。	非常時優先業務実施職員	毎年1回
他組織との連携訓練	他組織との情報交換や連携した業務の実施に関する訓練。代替施設での他組織との通信の確認も含む。	他組織と連携する業務に係る職員	毎年1回
他の地方公共団体が被災した場合の応援要員の派遣	他の地方公共団体が被災した場合に、応援要員を派遣(実際の経験を通して対応の考え方や方法を学ぶ)。	受入先との調整に基づき適任者を派遣	適宜

訓練の種類	内 容	概 要
図上訓練 (シナリオ提示型)	・防災対策の手順確認	・対応手順の確認に主眼が置かれ、決められた手順どおりに対応を行う訓練。
図上訓練 (シナリオ非提示型)	・防災対策の意思決定 (災害対策本部等)	訓練シナリオを事前に提示しない形式の訓練で、事前又は訓練中に付与される情報に基づき判断し行動する訓練。非常に高度な訓練であり、訓練の実施には高度なノウハウが必要となる。

5.2 マニュアル及び伊豆市業務継続計画等の充実の見直し

伊豆市地域防災計画の修正、定期的な見直し、本部運営訓練の教訓の反映により見直しと、伊豆市災害時初動対応マニュアル等の修正を図るとともに伊豆市業務継続計画等を充実させる。

5.3 代替施設への移転計画の作成・充実